



## 自転車保険加入にかかる経費を支援します

近年、自転車事故において、自転車に乗っていた者が歩行者と衝突して、歩行者に大きなケガを負わせたことにより多額の損害賠償責任が発生した事例があります。このような自転車事故による備えと交通安全に対する意識の高揚を図るため、中学生の自転車保険加入にかかる経費の一部を町が補助をします。

【対象】 ◆ 岩美町内に在住する中学生の保護者、又は岩美中学校に通学する生徒の保護者が対象となります。

◆ 自転車保険とは、自転車の利用に係る事故により生じた他人の身体や財物の損害を補填することができる保険又は共済です。  
補助対象となるのは個人賠償責任補償額が5,000万円以上の自転車保険です。(例えば小中学生総合保険など)

【内容】 加入した自転車保険に対して生徒1人につき年額1,000円を上限として補助します。

【手続き】 次の書類を岩美町教育委員会事務局または岩美中学校へ提出してください。

- ① 中学生自転車加入補助金交付申請書兼請求書
- ② 保険証書の写し等保険に加入していることや保険料が確認できる資料

※①の様式は、町教育委員会事務局または岩美中学校にあります。  
また、町ホームページの「各課の仕事」→「教育委員会事務局」  
→「中学生自転車保険加入補助」からのダウンロードも可能です。

※ 申請者兼請求書（添付書類含む）の受付は4月1日以降となります。  
また、申請は、生徒1人につき年度で1回となります。

※ 自転車通学でない生徒も対象となります。



【問い合わせ先】

岩美町教育委員会事務局 学校教育係  
電話 0857-73-1301

(裏面へつづく)

## 申請書兼請求書の記入にあたって

～保護者の皆様へお願いしたいこと～

(1) 申請書兼請求書を書き損じた場合

- ① 申請者氏名（保護者氏名）の記入を間違えた場合は、新しい用紙に書き直してください。
- ② 補助金請求額の欄は額がわからない場合は空欄により提出をお願いしますが、万一、記入してしまった金額に誤りがあった場合は、新しい用紙に書き直し、補助金申請・請求額の欄は空欄にして提出してください。
- ③ 上記①、②以外の箇所を間違えた場合は、新しい用紙に書き直すか、訂正印による修正をお願いします。（訂正印を押す場合は、申請者名横にも同じ印を押してください。）

**修正液やカバーアップテープによる修正は、無効書類となりますので行わないでください。**

(2) 申請書兼請求書の提出について

**保険加入した場合、すみやかに提出してください。**

（\*提出が遅くなったときは補助できない場合がありますのでご注意ください。）

(3) 公金振込口座登録について

役場に口座登録がない場合は、公金振込口座登録申請書により登録をお願いいたします。